

宇部市新卒介護福祉士等就職支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市の安定した介護サービスの提供を図るため、養成機関等を卒業し、市内の介護サービス事業所に介護職として新たに就職する者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業所（以下、「事業所」という。）

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する居宅介護サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所、介護予防支援事業所、施設サービスを運営する事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業による指定介護事業所をいう。

(2) 介護サービス

法に規定する居宅介護サービス、居宅介護支援、地域密着型介護サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護予防支援、施設介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業をいう。

(3) 介護職

社会福祉士、介護福祉士等で相談及び介護に従事する者をいう。但し、医師、薬剤師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、調理師、栄養士及び事務員は除くものとする。

(助成金の対象者)

第3条 助成金の対象者は、当該年度に養成機関等を卒業（修了）見込みであり、次の各号の全てに該当する者に、1回に限り交付するものとする。

- (1) 事業所に常勤介護職として新たに就労が内定していること。
- (2) 介護職として、宇部市内の事業所に2年以上継続して勤務すること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象とならないものとする。

- (1) 過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けた者
- (2) 宇部市の他の類似の助成制度を利用した又は利用する予定にある者
- (3) 宇部市暴力団排除条例(平成23年宇部市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員密接関係者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、一人あたり100,000円とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、宇部市新卒介護福祉士等就職支援助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 宇部市新卒介護福祉士等就職支援助成金卒業予定証明書(様式第2-1号)
- (2) 宇部市新卒介護福祉士等就職支援助成金就労予定証明書(様式第2-2号)
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受け付け、申請書類の内容を審査の上、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、宇部市新卒介護福祉士等就職支援助成金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、宇部市新卒介護福祉士等就職支援助成金交付請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(勤務状況の確認)

第8条 助成金の交付を受けた者は、就労開始後10日以内に宇部市新卒介護福祉士等就職支援助成金就労証明書(様式第2-3号)及び養成機関等が発行する卒業を証明する書類を市長に提出しなければならない。また、交付の決定を受けた日から起算して1年目及び2年目を経過したのちに宇部市新卒介護福祉士等就職支援助成金就労継続証明書(様式第2-4号)を市長に提出しなければならない。

(助成金交付決定の取消し及び助成金の返還)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定のほか、当該助成金の交付決定の内容に違反したとき。ただし、違反が災害その他やむを得ない理由によるものであると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が助成金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定者に対し、宇部市新卒介護福祉士等就職支援助成金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

3 前項の規定により、助成金の取消通知を受けた交付決定者は、指定された期日までに助成金を全額返還しなければならない。

(帳簿の備付け)

第10条 市長は、助成金交付台帳を作成し、備え付けるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 市は、この要綱の施行後3年以内に、助成金交付の必要性の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。